

議案第 11 号 二宮町教科用図書採択検討委員会条例制定提案理由

【町長】

議案第 11 号の提案理由を説明いたします。「二宮町教科用図書採択検討委員会条例の制定について」ですが、町の附属機関の見直しにより、二宮町教科用図書採択検討委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、教育部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【教育部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 11 号についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、二宮町教科用図書採択検討委員会の設置に必要な事項を条例により定めるものです。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

教科用図書採択検討委員会は、町立学校において使用する教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問等に応じるため設置するもので、第 1 条にその旨を定めています。

次に、第 2 条の所掌事項では、教育委員会が行う教科用図書採択に係る必要な事項の調査研究及び協議を行い、その内容を教育委員会に報告することを定めています。

次に、第 3 条では、委員を 12 名以内とすることや委員構成など、本検討委員会の組織について定めています。

次に、第 4 条の任期では、委員の任期ならびに委員が欠けた場合の補欠の委員の任期などを定めています。

次に、第 5 条では、委員長及び副委員長の規定を定めています。

次に、第 6 条では、委員会の会議の規定を定めています。

続いて、2 ページをごらんください。

第 7 条では、教科用図書の採択の参考とするため、教育長及び教育委員は、委員長の許可を得て、検討委員会に出席できることを定めています。

次に、第 8 条では、検討委員会に調査員を置くことができることを定めています。

次に、第 9 条では、委員等の公正確保として、委員及び調査員は、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない立場の者をもって充てることなどを規定しています。

次に、第 10 条では、検討委員会の庶務を、教育委員会教育部教育総務課において処理することを定めています。

次に、第 11 条では、この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定めることとしています。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 9 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「学校運営協議会委員」の次に、「教科用図書採択検討委員会委員」を加えるものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。